

起業・創業スタートアップ支援事業補助金

事業を始めるにあたって必要となる改修費用や専門家経費、販促費用などの初期投資に対する補助金です。在宅での起業や地方創業にも対応し、新たな働き方、新たな事業に取り組む事業者の支援を重点的に行います。



●対象者

- ・市内に主たる事業所において新たに起業・創業または第二創業する個人または法人
- ※市内に住民登録があること。法人の場合は、市内において法人を設立していること。
- ・加西市創業支援事業計画に基づき特定創業支援事業の支援を受けた創業者

●対象経費・補助額

- ・店舗の改修にかかる経費
補助対象経費の2分の1（上限100万円）
※市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。
- ・上記以外の起業や創業にかかる経費（初度備品、専門家経費、販売促進費等）
補助対象経費の2分の1（上限100万円）

空き店舗活用補助金

市内の空き店舗を活用して新たに店舗・オフィスを立地する事業者に対する補助制度です。

- 対象者／市内の空き店舗を新たに賃借し、営業を開始する事業者（対象業種にかかる事業に限る）

●対象経費・補助額

- ・新規店舗の賃借料（営業開始から1年）：補助対象経費の2分の1（上限月額5万円）
- ・空き店舗の改修にかかる経費：補助対象経費の2分の1（上限100万円）
- ※市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。
- ・加西市民の新規雇用者にかかる経費：ひとり当たり10万円（上限50万円）

マイナンバーカード申請・受取の休日窓口

マイナンバーカードの申請・受け取り、電子証明書の発行・有効期限更新のための休日窓口を開設しています。マイナンバーカード申請のための顔写真は、窓口で無料デジカメ撮影しています。

- 場所：市役所庁舎1階市民課窓口

- 休日開庁：4/10 ⊕ 24 ⊕ 各日 9:00～16:00 ※12:00～13:00 除く

※休日開庁日は、正面玄関は施錠しているため、庁舎東側の通用口からお入りください。

- 問合せ：市民課 ☎42 8720

休日開庁日は、マイナンバーカードの受取りのみ予約制となります。



マイナポイント支援窓口のご案内

問合せ先／産業振興課 ☎42-8740
マイナポイント支援窓口専用ダイヤル ☎42-8737

マイナポイントの申し込みは、パソコンや一部のスマートフォンから誰でも簡単に行うことができますが、支援が必要な方向けの窓口を設置しています。

- 期間：9月30日（木）まで
- 場所：市役所庁舎1階19番窓口
（上下水道お客様センター横）
- 時間：平日 8:30～17:15 ※12:00～13:00 除く

休日開庁日のお知らせ

- 休日開庁：4/10 ⊕ 24 ⊕
各日 9:00～16:00 ※12:00～13:00 除く
※休日開庁日は、正面玄関は施錠しているため、庁舎東側の通用口からお入りください。

水道・下水道使用料がスマホで決済納付可能に

問合せ先／上下水道管理課 ☎42-8791
fax42-2558 suidokanri@city.kasai.lg.jp

加西市では、令和2年4月から、市税等の公共料金についてスマートフォンのアプリ決済を使用して納付することが可能となっています。令和3年4月1日より水道料金・下水道使用料も、新たにこれらの決済サービスを使用して納付できるようになります。利用したいアプリをダウンロードし、納付書のバーコードを読み取るとアプリの登録口座やチャージ残高から納付ができるようになります。

※詳しくは市ホームページ・各アプリのホームページをご覧ください。

●利用できる決済サービス

アプリ名	納付方法等	納付可能額	利用開始日
PayB	アプリで登録した銀行口座から即時に口座振替	30万円	R3.4/1
LINE Pay	LINE ウォレットのチャージ残高から納付	5万円未満	
Pay Pay	Pay Pay のチャージ残高から納付	30万円	
楽天銀行アプリ	楽天銀行口座から即時に口座振替	30万円	
auPAY	auPAY のチャージ残高から納付	25万円	
ゆうちょ Pay	ゆうちょ銀行口座から即時に口座振替	30万円	

令和3年度の国民年金保険料が改定

問合せ先／市民課 ☎42-8722
加古川年金事務所 ☎079-427-4740

令和3年度国民年金保険料 月額16,610円(令和2年度から70円引き上げ)

「学生納付特例」の手続きを忘れずに

学生納付特例制度は、前年所得が一定額以下の学生を対象に、手続きをして承認されると、保険料を納めることが猶予される制度です。

●対象／20歳以上で学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学し、ご本人の前年所得が一定額以下の方

●必要な物／①学生証の写しまたは在学証明書 ②年金手帳 ③会社等を退職し学生になった方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

学生納付特例の継続申請希望者へ

4月に日本年金機構から申請書（ハガキ形式）が届きます。必要事項を記載してポストへ投函してください。4月上旬に納付書が届いた方は、再度申請してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学生納付特例の臨時特例措置は令和3年度も延長されます。

児童扶養手当などの支給額

問合せ先／地域福祉課・家庭児童支援係 ☎42-8709
地域福祉課・障がい者支援係 ☎42-8725

支給額は、前年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられていますが、今回、改定はありません。

令和3年4月以降の児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給額は、現行どおりです。

	変更前	令和3年4月以降
児童扶養手当（全部支給の場合）	43,160円	43,160円
特別児童扶養手当	1級	52,500円
	2級	34,970円
特別障害者手当	27,350円	27,350円
障害児福祉手当、福祉手当	14,880円	14,880円